

ID: 31

担当部署: 教育委員会事務局 教育総務課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	柴田町教育委員会に委任された施設使用料の減免に関する規則 第3条		
例規番号	平成19年教育委員会規則第11号		
<p>【基準】</p> <p>第2条及び第3条の規定による。 (対象施設)</p> <p>第2条 この規則の対象となる施設(以下「施設」という。)は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 槻木生涯学習センター (2) 船岡生涯学習センター (3) 船迫生涯学習センター (4) 船岡公民館 (5) 船迫公民館 (6) 西住公民館 (7) 柴田町農村環境改善センター (8) 船岡体育館 (9) 槻木体育館 (10) 柴田町総合運動場 (11) 入間田テニスコート (12) 柴田町都市公園条例(昭和45年柴田町条例第3号)第7条第1項の有料公園施設の別表第2に規定する館山テニスコート(同条例別表第3第4項に規定する夜間照明を含む。)及び葛岡山テニスコート (13) 柴田町立学校の設置に関する条例(昭和54年柴田町条例第24号)に基づき設置された小学校及び中学校の体育館及び武道館 (14) しばたの郷土館条例(平成5年柴田町条例第3号)第2条第3項第1号及び第3号並びに第4号に規定する施設</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第3条 施設の使用料の全部又は一部を減免する場合及び減免の割合は、別表に掲げるとおりとする。ただし、営利を目的として使用するものは、使用料を減免しない。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	年 月 日